施策２　地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援

※「成年後見制度利用促進計画」

現　状

平成 22 年（2010 年）７月の保健福祉センターの開設に併せ，保健福祉センター内に権利擁護支援センターを設置しました。

権利擁護支援センターは，成年後見制度の利用促進，権利擁護支援体制の強化や権利擁護の普及・啓発，権利擁護支援の人材育成と活動支援等による権利擁護支援の基盤づくりに取り組んでおり，今後も地域共生を支えるための地域ネットワークの強化に取り組むことが重要です。

高齢者の相談支援機関との連携については，高齢者虐待対応を基礎に高齢者生活支援センターやケアマネジャー等との支援体制の構築と充実に取り組み，障がいのある人，生活困窮者への支援についても協働して進めているところです。今後はさらにその範囲を広げ，子ども・子育て分野やＤＶの対象者，触法者等への権利擁護を基盤とした支援のための連携ネットワークづくりに取り組む必要があります。とりわけ高齢者，障がいのある人，児童等への深刻化する虐待やＤＶの問題に対しては，虐待等の防止や早期発見・早期支援のための体制整備を進めていく必要があります。

また，認知症高齢者の増加や介護者の高齢化に伴い，高齢者や障がいのある人が，地域で自らの意思が尊重される環境で生活するためには，成年後見制度の必要性が高まることが予想されることから，制度の周知と，安心して利用できる仕組みづくりが求められます。

今後，地域で安心した生活を送ることができるよう，権利を守るための制度や機関，相談窓口の周知・啓発を進めるとともに，権利擁護に関する意識や心のバリアフリーの普及・啓発を推進することが重要となります。

成年後見制度利用促進マスコットキャラクター
後犬（こうけん）ちゃん

課　題

❶ 権利擁護支援センターを中核機関とした地域連携ネットワークの構築が必要である。

❷ 高齢者，障がいのある人，児童等への虐待やＤＶの予防・防止，早期発見・早期支援のための体制の充実が必要である。

❸ 権利擁護支援ニーズに対応するため，制度や相談窓口の周知・啓発，成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの支援を推進していく必要がある。

取組の推進方針　　芦屋市成年後見制度利用促進計画

❶ **重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の一体的な支援体制を整備します。**

・権利擁護支援を，高齢，障がい，子ども・子育て，生活困窮等全ての領域における本人を中心にした支援・活動の共通基盤として，その視点や考え方に基づいた支援を展開できるよう，多機関協働のコーディネート機能を担う専門職との連携体制を整備します。

・権利擁護の視点での支援基盤を整えるため，研修や協議の場の設定を検討します。

❷ **権利擁護のための地域連携ネットワークの構築と人材育成に取り組みます。**

・地域共生社会の実現に向けた基盤となる権利擁護支援の充実に向け，市と専門職団体や関係機関との連携を図ります。

・地域における権利擁護や心のバリアフリーの意識を高め，地域の支援の担い手となる権利擁護支援者養成研修や認知症サポーター養成講座などの研修による人材育成を行います。

❸ **高齢者，障がいのある人，児童，ＤＶ，触法者など様々な対象者の権利侵害の防止や対応の充実に取り組みます。**

・早期発見・早期支援等に向け，身近な相談機関の機能充実を図り，適切に支援するために職員の専門性や資質の向上を図ります。

・権利擁護支援システム推進委員会や要保護児童対策地域協議会等を通じた，関係機関の連携強化を進めます。

❹ **成年後見制度の利用や福祉サービス利用援助事業の活用を促します。**

・認知症や障がい等により日常生活を営むことに支障のある人や，判断能力が不十分な人に対し，安心した生活を支援するための制度や事業の周知・利用促進を図ります。

・利用者本人の意思を尊重するため，「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」や「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」等各分野で示されている意思決定のガイドラインを活用して支援します。

計画策定に関する会議等での意見

- 虐待対応などのスキル不足を感じるので，支援者の人材育成・スキルアップが大事
- 権利擁護・虐待に関する研修を継続して実施する仕組みをつくる必要がある。
- 実際に活動する認知症サポーターを増やし，地域に浸透させていく必要がある。
- 医療とも連携し，看取りや，もしものときのために望む医療やケアについて前もって考え話し合い，共有する取組（ＡＣＰ）を議論できる場があるとよい。
- 利用者本人に関わるケアマネジャー，相談支援専門員等の各専門職の関わりも重要

③相談支援事業

○芦屋市第６期障がい福祉計画の実績

		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
相談支援事業	障がい者相談支援事業（箇所）	3	3	3	3	3	3	3	3
	基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業（箇所）	1	1	1	1	1	1	1	1
	住宅入居等支援事業	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施

○芦屋市第７期障がい福祉計画の見込量

見込む上での考え方・見込量確保の方策	障がい者基幹相談支援センターを中心に、引き続きサービス提供事業所と連携し、必要な相談支援を実施していく。また、自立支援協議会を中心に、障がいのある人が地域で安心して暮らすための体制づくりや地域課題の解決に取り組んでいく。

サービス名	サービスの概要	単位	第７期計画見込量		
			令和６年度	令和７年度	令和８年度
障がい者相談支援事業	障がいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行っていく。	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター			設置	設置	設置
基幹相談支援センター機能強化事業		箇所	1	1	1
住宅入居等支援事業			未実施	未実施	未実施

※住宅入居等支援事業は未実施としているが、住宅入居に関する相談は日頃の相談支援の中で実施している

④成年後見制度利用支援事業

○芦屋市第６期障がい福祉計画の実績

		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
成年後見制度利用支援事業	利用者数（件/年）	4	3	7	4	14	4	7	5

○芦屋市第７期障がい福祉計画の見込量

見込む上での考え方・見込量確保の方策	親族がいない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人や、制度を利用する際にかかる費用の補助を受けなければ利用困難な人は一定数いるため、制度の周知や相談支援専門員等の専門職を通じ、成年後見制度の利用を必要とする対象者の把握に努め、引き続き事業を実施していく。 事業については、※権利擁護支援センター等との連携により、必要な人が適切に利用することができるよう周知・啓発に努め利用の促進を図っていく。

サービス名	サービスの概要	単位	第７期計画見込量		
			令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度利用支援事業	親族がいない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人に、市が代わって成年後見審判の申立てを行う。また、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。	件/年	6	6	7

⑤意思疎通支援事業

○芦屋市第６期障がい福祉計画の実績

		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込み	計画
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業　利用件数（件/年）	150	220	129	230	144	240	165	250
	手話通訳設置事業　（人/年）	1	1	1	1	1	1	1	1

○芦屋市第７期障がい福祉計画の見込量

見込む上での考え方・見込量確保の方策	新型コロナウイルス感染症が５類に移行し、講演会・イベント等も増加していることから、令和４年度実績よりも派遣事業の利用は増加すると見込む。 ＊新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度が手話通訳者派遣183件、要約筆記者派遣54件であったため、令和８年度に合計240件に回復すると見込む。 事業については、障がいのある人の意思疎通の向上を図る必要があることから、担い手となる手話奉仕員の養成研修を実施し、制度周知に取り組むとともに、手話通訳者等の派遣が困難な状況にも対応できるよう、遠隔手話サービスも併せて運用していく。また、障がいのある人の社会参加の促進に向け、市が主催する講演会等における手話通訳・要約筆記者の派遣を積極的に実施していく。

サービス名	サービスの概要	単位	第７期計画見込量		
			令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、音声言語機能、視覚等の障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等により、意思疎通の仲介等の支援を行う。	件/年	190	215	240
手話通訳者設置事業		人/年	1	1	1

1－5 権利擁護支援の充実

【取組について】

高齢者の権利擁護支援には、家族の支援をはじめ、関係機関や行政等との連携・協働や地域の協力が必要です。今後も高齢者が安心して「自分らしく」暮らし続けることができるよう、本人の意思決定を尊重するため、権利擁護支援体制の充実に向け、各種の取組を推進します。

また、養護者及び介護施設従事者のみならず、養護者に該当しない者からの虐待を含め、家庭や施設等において高齢者への虐待が起こらないよう、未然防止に向けた取組を行うほか、虐待防止対策を推進します。

あわせて、成年後見制度の利用促進に向け、制度の周知・啓発及び制度を利用する人の支援のため、関係機関との地域連携ネットワークの強化に取り組みます。

【施策の方向】

権利擁護支援体制の充実	• 権利擁護支援システム推進委員会において、支援体制を継続的に検討し、権利擁護支援センターを中心とした、関連機関との連携による、権利擁護支援の充実を図ります。 • 成年後見制度を利用する人の適切な支援を目的とした、支援者会議等を実施し、地域連携のネットワーク強化に取り組みます。 • 成年後見制度の利用における権利擁護支援体制の整備に向け、後見人等と本人を取り巻く支援者との間で意見交換会などを実施し、連携を促進します。**【新規】**
高齢者の虐待防止・権利擁護の理解や意識を高める取組の推進	• 多様な媒体を活用し、権利擁護相談窓口の周知・啓発を行います。 • 介護施設従事者等や関係機関等に対する研修を実施し、意思決定支援や高齢者虐待の防止、権利擁護支援に必要な知識等の習得を促進します。 • 講演会の開催等により、本人や家族、地域住民へ虐待の早期発見・防止及び権利擁護に関する知識の普及・啓発、意識の醸成に取り組みます。 • 高齢者虐待対応マニュアルに基づいた本人及び養護者への対応と再発防止に向けた支援を行います。**【新規】**
成年後見制度の利用促進	• 出前講座や啓発チラシの作成等により、成年後見制度の周知・啓発を行います。**【充実】** **●目標値【成年後見制度の認知度】** 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：次期計画策定時 60%以上（今期 51.8%） 在宅介護実態調査：次期計画策定時 50%以上（今期 40.7%） • 自らが希望する自立した日常生活を営むために、成年後見制度を必要とする人が誰でも利用できるように、成年後見制度利用支援事業を継続実施します。 **●利用推計【成年後見制度利用支援事業（件）】** R6年度（2024 年度）：25 R7年度（2025 年度）：27 R8年度（2026 年度）：29 • 親族後見人や、親族後見人になることを検討されている方を対象とした研修や相談会を実施します。**【新規】**

1－6 在宅生活を支えるサービスの充実

【取組について】

地域支援事業の任意事業及び介護保険サービスを補完する市の一般施策として、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、重度の要介護状態や認知症の人を対象とした生活支援と併せて、家族介護者への支援に関する各種サービスや事業を実施します。また、介護の負担軽減のための取組や、高齢者生活支援センターによる総合相談支援機能の活用などを通じて、家族介護者を含めて支えていくための支援を進めます。

また、高齢者の自立生活や家族介護を支援する観点から、今後も利用ニーズを踏まえ、サービス内容の見直し、介護保険の地域支援事業との調整も行いながら事業を実施します。

【施策の方向】

高齢者の在宅生活への支援等を目的としたサービス・事業等の充実	• 高齢者の在宅生活の支援に向けた各種サービスや事業等について、利用実績や関係機関から寄せられる利用ニーズ等を踏まえ、必要な見直しや検討を行いながら、継続して実施します。
重度の要介護状態や認知症の人への支援等を目的としたサービス・事業等の充実	• 重度の要介護状態や認知症の人の支援等を目的とした各種サービスや事業等を必要な見直しや検討を行いながら、継続して実施します。